

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」

【解説】

(平成21年9月16日改訂版)

目 次

第一節 目的及び用語の定義	1
1 目的	1
2 用語の定義	4
第二節 適正な取扱い	13
第三節 受信者情報取扱事業者の義務等	15
1 利用目的の特定	18
2 利用目的の変更の制限	20
3 利用目的外利用の制限	21
4 取得の範囲の制限	24
5 適正な取得	26
6 受信者情報を取得する者の明示	27
7 取得に際しての利用目的の通知等	30
8 データ内容の正確性の確保	34
9 安全管理措置	35
10 従業者の監督	41
11 従業者の啓発	42
12 委託先の選定	44
13 委託先の監督	45
14 委託契約による安全管理措置の確保	46
15 受信機に記録された個人情報の管理	48
16 第三者提供の制限	52
17 個人データの保存期間及び消去	57
18 保有個人データに関する事項の透明性確保	60
19 保有個人データの利用目的の通知	63
20 保有個人データの開示	65
21 保有個人データの内容の訂正等	68
22 保有個人データの利用停止等	70
23 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明	73
24 保有個人データに関する開示等の手続	74
25 合理的な手数料の設定と徴収	78
26 苦情の処理	79
27 苦情処理体制の整備	80
28 基本方針の策定及び公表	81
29 漏えい等に関する事実等の公表等	84
第四節 雑則・附則	88
1 適用除外	88
2 指針の規定についての解説等の作成及び公表	89
3 施行期日	89
4 経過措置	90
5 指針の見直し	92

第一節 目的及び用語の定義

1 目的

(目的)

第一条 この指針は、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき及びこれに基づく政府の基本方針にのっとり、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等の内容を明らかにすることにより、放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的とする。

【趣旨】

第一条は、本指針の目的について規定する。

本指針の目的については、

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）が目的とする「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」及び、
 - ② 放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年七月一日法律第百十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年四月五日法律第百三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年六月二十九日法律第八十五号）の目的に照らして重要な放送の「健全な発達」に寄与すること
- を基本としている。そして、これらを併せ、本指針の目的は、「放送受信者等の個人情報の有用性に配慮しつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与すること」にあるとしている。

第一条では更に、上記の手段として、本指針の位置づけについて触れ、本指針が、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関して、放送受信者等の個人情報を取り扱う事業者が遵守すべき義務等の内容を明確にするものであることを明らかにしている。

ここで明確にされる放送受信者等の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者（受信者情報取扱事業者）の遵守すべき義務等の内容は、

- ① 個人情報保護法第三条の規定に定める基本理念並びに、

②

ア 同法第四章第一節の各条の規定に定める個人情報取扱事業者の遵守すべき義務及び、

イ 個人情報保護法第七条の規定に基づき政府が決定した基本方針（個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定。平成二十年四月二十五日一部変更。平成二十一年九月一日一部変更。以下「個人情報保護基本方針」という。）が決定されている。）において決定された個人情報取扱事業者の講ずべき措置

に沿ったものであり、本指針は、この義務等の内容について、放送分野における固有の事情に即して、具体的に示し、慎重かつ適正な個人情報の取扱いが実際的で実効的に行われることを確保しようとするものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（目的）

第一条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

有線テレビジョン放送法（昭和四十七年七月一日法律第百十四号）

（目的）

第一条 この法律は、有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年四月五日法律第百三十五号）

（目的）

第一条 この法律は、有線ラジオ放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。

電気通信役務利用放送法（平成十三年六月二十九日法律第八十五号）

(目的)

第一条 この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとするにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 用語の定義

(定義)

第二条 この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。
- 二 「放送受信者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 放送の受信に関する契約を締結する者
 - ロ 放送番組を視聴する者
 - ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者
 - ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。）第三十二条第二項に規定する受料料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者
 - ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者
- 三 「受信者情報取扱事業者」とは、放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。ただし、当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告する者である場合には、次に掲げる者に限る。
 - イ 当該広告放送をする者
 - ロ 当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）
 - ハ 当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者
- 四 「視聴履歴」とは、放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。
- 五 「口座番号等」とは、口座振替の方法により支払いをしている放送受信者等に係る預金口座又は貯金口座の口座番号、クレジットカード番号その他特定の放送受信者等の口座を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものを含む。）であって、個人情報であるものをいう。

【趣旨】

第二条は、本指針において使用する用語の定義について規定する。

第二条では、まず、本指針において使用する用語について、個人情報保護法において使用する用語の例によるものとしている。具体的には、個人情報保護法第二条に規定する「個人情報」、「個人情報データベース等」、「個人情報取扱事業者」、「個人データ」、「保有個人データ」及び「本人」の定義については、本指針においても同じ定義によることとなる。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定するとおり、「生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」

例えば、氏名のような、それだけで特定の個人を識別できる情報だけでなく、例えば、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、印鑑の印、性別、口座番号、クレジットカード番号、職業、受信機に挿入されるICカードの番号、パスワード、視聴履歴のような、特定の個人の属性や所有物、関係事実等を表す情報であつて、それらの情報とその個人の氏名等とが容易に照合できる結果、特定の個人を識別することができる情報は、すべてこれに該当する。暗号化されているものであつても、その解読が可能である限り、個人情報に該当することは妨げられない。

- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第二条第一項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第一条に規定するとおり、「個人情報の集合物」であつて、コンピュータによって検索処理できるようにしたもの¹及び手作業で検索処理できるようにしたもの²の双方をいう。

例えば、顧客管理システムのファイルのような電算処理できるようにしたものだけでなく、例えば、検索できるように束ねた書類のファイルのようなものもこれに該当する。

¹ 「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの」

² 「これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」

(3) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第二条第三項及び個人情報保護法施行令第二条に規定するとおり、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」であって、そのうち、「国の機関」、「地方公共団体」、「独立行政法人等」、「地方独立行政法人」、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される個人の数が過去6月以内の日に5千を超えない者³が、定義上除かれている。

ここでいう「事業」は、主体的・積極的意思、目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいい、営利性のあるものに限定されてはいないが、個人的な活動は含まない。「個人情報データベース等を事業の用に供している」というのは、個人情報データベース等を構成する個人情報を、外部に提供するような事業に用いる場合ばかりではなく、自らの事業の顧客管理等に用いるような場合についても該当する概念である。

(4) 「個人データ」とは、個人情報保護法第二条第四項に規定するとおり、「個人情報データベース等を構成する個人情報」をいう。

例えば、投書されたはがきの情報や、電話等により苦情対応した顧客に関してメモをしたものの情報は、そのままでは直ちにはこれに該当しないが、こういった情報を検索可能なように整理したものは、これに該当する。

(5) 「保有個人データ」とは、個人情報保護法第二条第五項及び個人情報保護法施行令第三条並びに第四条に規定するとおり、個人情報取扱事業者に開示、内容の訂正等の権限がある個人データ⁴であって、そのうち、その存否が明らかにされること自体が公益その他の利益を害することになるもの⁵と六月

³ 「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者」

⁴ 「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ」

⁵ 「一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国

以内に消去することとなるものが定義上除かれている。

個人情報取扱事業者に開示や内容の訂正等の権限があるのであれば、たとえ、その権限が他から委任されたものであっても、その個人情報取扱事業者に当該権限がある個人データは、保有個人データに該当し得ることになる。しかしながら、例えば、人の生命・財産や事業者の事業に関して脅迫行為を行う者の個人データのような、その存否を明らかにすること自体が個人の生命・財産に危害を及ぼしたり違法行為を助長したりするおそれがあるものは、これに該当しない。

第二条では、続いて、上記の他に本指針で使用する用語について、各号において定義している。

(1) 第一号では、「放送」とは、「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信」をいうとしている。放送法第二条第一号に規定する「放送」、有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する「有線テレビジョン放送」、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する「有線ラジオ放送」、電気通信役務利用放送法第二条第一項に規定する「電気通信役務利用放送」は、すべて本指針における「放送」に含まれる。

(2) 第二号では、「放送受信者等」とは、次の5類型のいずれかに属する者をいうとしている。

① 「放送の受信に関する契約を締結する者」

「放送の受信に関する契約」とは、放送法第三十二条に規定する日本放送協会（NHK）との受信契約、同法第五十二条の四に規定する有料放送に係る契約、有線テレビジョン放送法第十三条第一項に規定するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の役務について定める契約約款に基づく契約、同法第十五条に規定する有線テレビジョン放送の役務について定める契約約款に基づく契約、電気通信役務利用放送法第十三条に規定する有料の電気通信役務利用放送について定める契約約款に基づく契約等であり、これを締結する者であれば、その者が当該

若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」

契約に基づき放送番組を実際に視聴しているか否か、当該契約に基づいて受信料や有料放送サービスの料金の支払いをしているか否かを問わず、この類型に属することになる。

② 「放送番組を視聴する者」

放送番組を実際に視聴する者であれば、放送の受信に関する契約を締結しているか否かを問わず、この類型に属することになる。

③ 「放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者」

放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報をやりとりしたり、それにより放送局等の提供する各種サービスの提供を受けたりする者がこの類型に属することになる。テレビ受信機に内蔵された情報入力・通信機能を使って情報を入力・送信することにより提供が受けられるいわゆる双方向サービス（以下単に「双方向サービス」という。）や、放送番組の視聴に伴う商品の販売等を行ういわゆるテレビショッピングサービス（以下単に「テレビショッピングサービス」という。）の利用者がこれに当たる。

④ 「放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法（昭和二十五年法律百三十二号。）第三十二条第二項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者」

例えば、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払いが求められる代金といったような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを求められる金銭について、支払いを行う者がこの類型に属することになる。

⑤ 「放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘（当該勧誘に必要な準備行為を含む。）の対象となる者」

例えば、放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、プラットフォーム事業者、双方向サービス提供事業者、テレビショッピングサービス提供事業者といった事業者が、放送の受信・視聴を行わせたり、これに関する契約を締結させたり、サービス提供のための登録を行わせるために、勧誘を行ったり、勧誘の対象となるかどうかの調査等を行ったりする際に、それらの対象となる者は、実際に放送の受信・視聴を行うか、或いは実際に上記の契約を締結するか否かを問わず、この類型に属することになる。

(3) 第三号では、「受信者情報取扱事業者」とは、「放送受信者等の個人情報

データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者」であり、「ただし、当該個人情報取扱事業者がその商品又は役務の提供について広告放送により広告する者である場合には、次に掲げる者に限る」ものとして、「当該広告放送をする者」、「当該広告放送をする者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する親会社をいう。）」、そして、「当該広告放送をする者から直接放送受信者等の個人情報を取得する者」をいうとしている。

- ① ここで、放送受信者等の個人情報データベース等を「事業の用に供している」とする趣旨は、放送受信者等の個人情報データベース等を、何らかの事業性のある活動の用に供しているのであれば、その者は、基本的には「受信者情報取扱事業者」に該当し得るということであり、自らの放送サービスの契約締結等に直接的に供しているものではなくても、例えば、放送事業者から顧客対応等を受託して行ういわゆるプラットフォーム事業（以下単に「プラットフォーム事業」という。）、多数のケーブルテレビ事業者を持株会社方式により統括するいわゆるMSO（Multiple Systems Operator）などが各ケーブルテレビ事業者との契約に基づいて行う顧客管理事業、双方向サービス会員向けの各種事業、放送事業者やその親会社の行うテレビショッピングサービス事業、調査会社が行う視聴率等の調査の事業などの用に供しているのであれば、「受信者情報取扱事業者」に該当し得る。

なお、広告放送に係るスポンサーにとって、広告放送による広告は、専ら商品の販売や役務の提供を行うためにするものであって、これを媒介としてスポンサーが取得する個人情報は、基本的には、放送番組の視聴者としての個人の情報というよりは、当該商品を購入し、又は当該役務を利用する者としての個人の情報である側面が強いと言える場合がほとんどであろう。実際のところ、当該個人もその個人情報の適正な取扱いを求める対象として、一般的にはスポンサーを認識する場合がほとんどであると考えられることから、放送受信者等の個人情報の保護の対象として考える必要性が現時点では薄いと考えられる。従って、本件の場合には、一義的には、いわゆるスポンサーも、放送を通じて取得する個人情報について、これを適正に取り扱うべきであることは言うまでもないが、ひとまず指針の対象からは除外し、その安全管理措置の確保の状況、広告放送に対する視聴者の信頼の状況、実際の漏えい発生の際の対応状況等諸々の動向を踏まえ、指針見直しの際に再検討を行うこととする。

ただし、スポンサー自身が放送事業者またはその親会社である場合や、放送受信者等の個人情報を放送事業者を介して取得する場合には、視聴者は放送事業者自身を責任主体として捉え、あるいは放送事業者と一体となって責任を負うものという認識の下に個人情報の取扱を委ねると考えられ、また、漏えい等の問題が生じた場合にスポンサーが放送事業者と一体となって視聴者の救済に当たる必要があることから、この場合には、スポンサーといえども放送事業者と同様に指針の対象とすべきである。

ちなみに、指針はあくまで現時点で考えられる具体的な措置であって、附則第六条にも規定されているように今後適宜改善が加えられることが予定されているのであるから、その内容については柔軟性に配慮すべきと考えられる。

- ② また、「受信者情報取扱事業者」は、個人情報保護法第二条第三項に規定する「個人情報取扱事業者」であることを要するので、「国の機関」、「地方公共団体」、「独立行政法人等」、「地方独立行政法人」、その個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される個人の数が過去六月以内に五千を超えない者は、これに含まれない。

- (4) 第四号では、「視聴履歴」とは、「放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるものをいう」としている。何チャンネルの放送番組を視聴したという情報だけでは「視聴履歴」には当たらないが、視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できるときには、その情報は「視聴履歴」に当たることになる。

他方、「ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る」としているのは、特に放送分野において、個人の趣味・嗜好に個別に関わる視聴情報の取得に関し、技術進歩の結果により、受信機等に視聴者の視聴の記録が自動的に蓄積され、視聴者が発信した覚えのないうちに、また発信される情報の内容を個別に確認することができない状態で、本人の同意なしに放送事業者がその情報を取得することが既に技術的には可能となっており、こうした形で個人の趣味嗜好に個別に関わる視聴情報が広く流通することが最も深刻な問題と考えられるためである。したがって、このような放送受信者等の同意を得ないで、放送事業者が当該放送受信者等の個人情報を本人がその内容を確認することもないままに取得することができるものについて「視聴履歴」として定

義し、特にその取得目的を限定するよう求めることとしているものである。他方、放送番組の視聴に伴う双方向機能を活用した視聴者から放送事業者への応答の場合のように、「懸賞への応募」や「クイズへの回答」といった個人情報を発信する目的や発信する情報の内容が客観的に明らかな状況において、視聴者自らがボタンの操作等により一つ一つ内容や発信の意図を確認できる場合については、その後の取扱いにおいて本人の権利利益の保護が十分に図られれば、その有効な活用によって視聴者へのサービス向上等も可能となると考えられるため、本指針案において特に慎重な取扱いを要する「視聴履歴」の定義に含めないこととしたものである。

なお、「同意」とは、情報主体が利用目的を示された上で個人情報の利用範囲について承諾の意思表示をすることをいう。

ちなみに、ペーパービューの視聴に伴い事業者が取得する放送受信者等の個人情報についても、受信者情報取扱事業者が放送受信者等の同意を得ることなく個人情報を取得することが可能であり、視聴の開始の日時及び終了の日時に関する情報と照合することによって、具体的な個別の視聴の対象が特定できるときには、視聴履歴に当たることとなる。

- (5) 第五号では、「口座番号等」とは、口座振替の方法により、例えば、受信料、有料放送サービスの料金、代金のような、何らかの金額の支払いをしている放送受信者等の銀行預金口座、郵便貯金口座の口座番号やクレジットカード番号等のような、特定の口座を識別することができる情報をいうとしており、これには、前もって保存されたクレジットカード番号と照合できるように個別に付与されたパスワード等のように、他の情報と照合することにより当該口座番号、当該クレジットカード番号又は当該口座を識別することができることとなるものも含まれている。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

- 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（個人情報データベース等）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第四号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人数を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

（保有個人データから除外されるもの）

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（保有個人データから除外されるものの消去までの期間）

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

第二節 適正な取扱い

(適正な取扱い)

第三条 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、次に掲げるところに従って、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

- 一 放送受信者等の個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。
- 二 放送受信者等の個人情報は、不正の手段で取得されないこと。
- 三 放送受信者等の個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれること。
- 四 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されること。
- 五 放送受信者等の個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されること。

【趣旨】

第三条は、放送受信者等の個人情報の適正な取扱いに関して、その一般的な努力義務について規定する。

ここで規定される一般的な努力義務の対象となる者は、「放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している者」である。これには、第二条の規定で定義されている「受信者情報取扱事業者」だけでなく、これに属さないような小規模の個人情報データベース等を事業の用に供している者（以下「小規模事業者」という。）が含まれている。

これは、小規模事業者であっても放送受信者等の個人情報を取り扱っていることに変わりはなく、放送の健全な発達を確保する観点から小規模事業者にも受信者情報取扱事業者と同様の安全管理措置等の義務等を課すべきという考え方もありうるところであるが、個人情報保護法において第四章の適用対象となっていないことから、ひとまず同法第三条の「基本理念」の内容を具体化した個人情報保護に関する一般的な努力義務を示し、小規模事業者による自主的な放送受信者等の個人情報保護のための取組を促進するものである。放送分野において全般をカバーする指針が示されることによって、放送受信者等の個人情

報保護への総合的な取組が緒につくこととなる。なお、附則第六条にも規定されているように、指針はあくまで現時点で考えられる具体的な措置であり、今後小規模事業者の個人情報保護への取組の状況等を踏まえ、適宜改善が加えられることも可能となっており、本規定の内容については柔軟性に配慮すべきと考えられる。

本規定は、個人情報保護法第三条の規定が個人情報の取扱いについての基本理念として求める個人情報の適正取扱いを、上記対象者について求められる基本的な配慮事項として具体化したもので、具体的には次の5つが挙げられている。

- ① 利用目的の特定と利用目的外利用の制限（第一号）
- ② 適正な取得（第二号）
- ③ 正確性の確保（第三号）
- ④ 安全管理措置への配慮（第四号）
- ⑤ 本人の関与への配慮（第五号）

比較的大規模な個人情報データベース等を事業の用に供する者である受信者情報取扱事業者に対しては、次条から第二十九条までの規定において、より具体的な義務等の内容が明らかにされている。

なお、個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が、報道・著述等それぞれ個人情報保護法第五十条第一項各号に規定する目的であるときについては、個人情報保護法では、第三条の基本理念の規定は適用されることとなっているが、本指針では、第三十条に規定するとおり第三条の一般的義務の規定も含めて全面的に適用されないこととなっている。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第三節 受信者情報取扱事業者の義務等

本指針の第四条から第二十九条（第七条第三項及び第十七条の二を除く。）までは、第二条の規定で定義された受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報取扱いに関して遵守すべき義務及び講ずべき措置の内容について規定している。また、第七条第三項及び第十七条の二は、第七条第三項の規定で定義された放送事業者等が放送受信者等の個人情報の取扱いに関して遵守すべき義務及び講ずべき措置の内容について規定している。

このうち、第四条から第八条まで及び第十七条の二は、個人情報の取扱いについて（苦情処理に関するものは除く。）、第九条から第十九条まで（第十七条の二を除く。）は、個人データの取扱いについて、第二十条から第二十六条までは、保有個人データの取扱いについて、第二十七条では、個人情報の苦情処理について規定している。又、第二十八条及び第二十九条においては、各々、事業者における基本方針の策定・公表と個人情報の漏えい等の事実関係についての公表等につき規定されている。

これらの規定に関しては、個人情報保護法第四章の規定の施行に必要な限度において、同法第三十二条の規定に基づく総務大臣の報告の徴収及び同法第三十三条の規定に基づく総務大臣の助言が行われる場合がある。

又、具体的には各条項の規定に関する箇所に触れるが、中には、違反があった場合に、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得るような規定もある。（次頁図表参照。）

このうち、違反行為が個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告の対象となり得る規定については、その違反行為があった場合で個人の権利利益を保護するため必要と認めるときに、その違反行為の中止や安全管理措置の実施などの違反是正措置が執られるよう、総務大臣が勧告することがある。

通常、上記の勧告においては、求められる措置の実施期限が設けられることになるところ、その勧告に係る措置が行われることなくその期限が到来した時など、勧告に係る措置が執られなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときには、総務大臣が、個人情報保護法第

三十四条第二項の規定に基づき、勧告に係る措置の実施を命令することがある。

また、違反行為が個人情報保護法第三十四条第三項の規定に基づく総務大臣の命令の対象となり得る規定については、その違反行為があった場合で個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときには、上記勧告を前置することなく、その違反行為の中止や安全管理措置の実施などの違反の是正措置が執られるよう、総務大臣が命令をすることがある。

下記の図表に挙げた条項以外の規定については、その違反行為が総務大臣の個人情報保護法に基づく勧告や命令の対象となる訳ではない。

図表：放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の条項のうち、総務大臣の勧告・命令の対象となり得るもの

(○:勧告・命令の対象となり得るもの △:対応が甚しく杜撰な場合に、勧告・命令の対象とすることについて考慮されるもの)

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の条項	勧告 個人情報保護法 第34条第1項	命令 個人情報保護法 第34条第2項	命令 個人情報保護法 第34条第3項
第五条第一項、第二項	○	○	○
第七条	○	○	○
第八条第一項、第二項、第三項	○	○	—
第十条	○	○	○
第十一条	○	○	○
第十二条第一項、第二項	○	○	○
第十三条	○	○	○
第十四条第一項、第二項	△	△	△
第十五条第一項	○	○	○
第十六条	○	○	○
第十七条第一項、第二項	○	○	○
第十七条の二	○	○	○
第十八条第一項	○	○	○
第十八条第三項	○	○	—
第二十条第一項、第二項、第三項	○	○	—
第二十一条第一項、第二項	○	○	—
第二十二条第一項、第二項	○	○	—
第二十三条第一項、第二項、第三項	○	○	—
第二十六条第二項	○	○	—

(注)個人情報保護法第34条第2項又は第3項の規程による命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される(個人情報保護法第56条)

第四条から第二十九条の規定は、個人情報保護法第四章第一節の各条の規定又は同法第七条の規定に基づき政府が決定した個人情報保護基本方針の定める事項に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（報告の徴収）

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 利用目的の特定

(利用目的の特定)

第四条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該第三者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により複数の事業の用に供することを利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該複数の事業の各々の内容をできる限り具体的に特定しなければならない。

4 (略)

【趣旨】

第四条第一項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的を具体的に特定しなければならない旨を規定する。

第二項及び第三項は、第一項の規定を受けて、利用目的の具体的な特定に当たっての注記事項を確認的に規定している。

(1) 第二項は、受信者情報取扱事業者が、第三者へ提供することを放送受信者等の個人情報の利用目的とする場合には、その利用目的において、その第三者の範囲をできる限り明らかにしなければならない旨を規定する。その方法については、その第三者の氏名又は名称を個別列挙する方法の他、例えば、「すべてのBSデジタル放送事業者」といったような、客観的にその第三者の範囲の外延が可能な限り、具体的・個別的に特定できる方法である必要がある。第三者提供を利用目的とする場合には、その第三者の範囲が分からなければ結局のところ利用目的が十分具体的に特定されたことにはならないため、確認的に規定したものである。

(2) 第三項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を、例えば、インターネット接続サービスや通信販売サービスといったような、複数の事業の用に供する場合には、その各々の事業の内容についても、利用

目的の中でできる限り特定して挙げなければならない旨を、確認的に規定したものである。

利用目的を特定するに当たっては、利用目的において、たとえ、事業の内容が明らかにされていても、利用目的が、例えば、「有料放送サービスの向上」といったような抽象的なものであってはならず、例えば、「有料放送サービスの料金の収納」、「データ放送サービスに関する情報の提供」といったような、具体性を持つものでなければならない。

本規定は、第五条の規定において放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たりその利用目的外の利用を原則的に禁止することとしている前提として、まず利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないこととしたものである。

本規定は、個人情報保護法第十五条第一項が、個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的を特定する義務を規定したのに対応するものである。第三者の範囲の特定に関しては、従来から「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」（平成15年4月17日）II 4①においても、同様の趣旨の規定が設けられていた。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 （略）

2 利用目的の変更の制限

(利用目的の特定)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【趣旨】

第四条第四項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、前三項において具体的に特定すべきものとされた利用目的を変更する場合にも、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内でなければならない旨を規定する。

放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、前三項で特定すべきものとされた利用目的を無制限に変更できるものとする、前三項の趣旨及び第五条の規定において放送受信者等の個人情報の利用目的外の利用を原則的に禁止している意義を損ねることになることから、本規定を置くこととしたものである。

本規定は、個人情報保護法第十五条第二項の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(利用目的の特定)

第十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 利用目的外利用の制限

(利用目的による制限)

第五条 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならない。

2 受信者情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の受信者情報取扱事業者から事業を承継することに伴って放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【趣旨】

第五条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取り扱うに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで利用目的外利用を行ってはならない旨を規定し、同条第三項各号において、例外的に利用目的外利用が許される場合として次の場合を挙げる。

① 「法令に基づく場合」

例えば、個人情報保護法第三十二条の規定に基づく総務大臣の報告徴収に応じる場合、放送法第五十三条の八の規定に基づく総務大臣の求めに応じて業務関係資料を提出する場合、刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第百九十七条第一項の規定に基づく取調に応じる場合などがこれに該当する。

② 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」

例えば、人の生命又は法人の財産に関して脅迫を行う者の個人データを、その生命や財産の保護のためにスポンサーや関係事業者に提供する場合など

がこれに該当する。

- ③ 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」

例えば、疫学上の調査や、児童について懸念のある事象への対応のために、社会的連携が特に必要であって、あらかじめ本人の同意を得ることが困難な場合がこれに該当する。例えば、児童がどのような放送番組を視聴していたかといった情報が、直ちにこれによって、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的外に利用され得る訳ではなく、これによって推進される児童の健全な育成の内容が明確で特に必要性の高いものであり、なおかつあらかじめ本人の同意を得ることが困難であるのでなければ、このような利用は許されない。

- ④ 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」

例えば、行政指導などのために任意で行われる調査に応じる場合であって、あらかじめ本人の同意を得ることが本人の数が多いために困難であったり、国等の事務の性質上あらかじめ本人の同意を得ようとするのが当該事務の遂行を困難にするようなときがこれに該当する。

個人情報の取扱いの範囲を利用目的達成に必要な範囲にとどめることによって、個人情報保護の実効性を確保しようとする規定である。

第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第十六条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 取得の範囲の制限

(取得の範囲の制限)

第六条 受信者情報取扱事業者は、その事業に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取得しないよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴若しくは放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金若しくは代金の支払いを求める目的又は統計の作成の目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取得しないよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的のために必要な範囲を超えて、口座番号等を取得しないよう努めなければならない。

【趣旨】

第六条第一項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の取得を、その事業に必要な範囲内で行うよう努めなければならない旨を規定する。

第六条第二項及び第三項は、その中でも特に、視聴履歴及び口座番号等について求められる慎重な取扱いに関して規定する。

(1) 第二項は、視聴履歴について、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払いが求められる代金といったような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを要する料金又は代金の支払いを求める目的や、統計を作成する目的のために必要な範囲を超えて取得しないよう努めなければならない旨を規定する。

(2) 第三項は、口座番号等について、NHKの受信料、有料放送サービスの料金、双方向サービスやテレビショッピングサービスにおいて支払いが求められる代金といったような、放送の受信、放送番組の視聴、双方向サービス、テレビショッピングサービス等に関して支払いを要する料金又は代金の支払いを求める目的のために必要な範囲を超えて取得しないよう努めなければならない旨を規定する。

本規定は、事業に不必要な放送受信者等の個人情報の取得を行わないように

することで、第五条の規定が禁止するような利用目的外利用に直結しかねない事態を回避し、又、放送受信者等の権利利益が害される危険性が不必要に増大することを回避しようとするものである。

本規定は、個人情報保護法においては直接明示する規定がないが、同法第十六条の規定が禁止するような利用目的外利用に直結しかねない事態を回避し、同法第二十三条の規定が禁止する第三者提供や個人情報の漏えい等を通じて放送受信者等の権利利益が害される危険性が不必要に増大することを回避しようとするものである。

「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する経済協力開発機構（OECD）理事会勧告」（昭和55年9月23日採択）の「勧告付属書」である「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」の Paragraph 7 に盛り込まれた「収集制限の原則」を受けて、従来から「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」（平成8年9月27日）の第4項や日本放送協会「営業におけるコンピューター処理に係る個人情報保護のための取扱方針」（昭和62年12月）においても、同様の趣旨の規定が設けられていた。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5 適正な取得

(適正な取得)

第七条 受信者情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により放送受信者等の個人情報を取得してはならない。

2・3 (略)

【趣旨】

第七条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取得する際に、偽りその他不正の手段によることを禁止する旨を規定する。

放送受信者等の個人情報は、放送受信者等の権利利益に関わる情報であることから、その取得の手段において適正性を確保することで、放送受信者等の権利利益が侵害されないようにしようとする規定である。

第七条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第十七条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(適正な取得)

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

6 受信者情報を取得する者の明示

(適正な取得)

第七条 (略)

- 2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、自らの氏名又は名称を明示しなければならない。
- 3 放送事業者等（放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。第十七条の二において同じ。）は、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者を取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者等に当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

- (1) 第七条第二項及び第三項は、放送受信者等が実際に個人情報を取得する者を誤って認識することを防止するための措置について規定する。
- (2) 第七条第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報を取得する際に、放送受信者等に対して自らの氏名又は名称を明示すべき旨を規定する。

放送受信者等の個人情報の取得については、実際に個人情報を取得する受信者情報取扱事業者が視聴された放送番組に係る放送事業者である場合のみならず、スポンサー（番組の提供スポンサーである「タイム」と、番組と関係なく広告の時間枠に放送される「スポット」の両方を含めて広告放送により広告する者）等の放送事業者以外の者である場合もある。しかし、そのことが明示されていないために、放送受信者等にとって誰が自らの個人情報を取得しているのかが分かりにくい場合があるという問題点が指摘された。例えば、放送番組の中でキャンペーン募集の告知が行われる場合に、キャンペーンの実施主体がスポンサー等の放送事業者以外の者で

あるときがあり、放送番組の中で示された応募先に送られた応募葉書、FAX、電話等によって、それら放送事業者以外の受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報を取得することがあるが、その場合に、告知の仕方によっては、放送受信者等にとって誰が自らの個人情報を取り扱うのかが分かりにくいという実情もあるといわれている。

実際に個人情報を取得する者を本人が把握していることは、個人情報の保護のための各種措置の前提となるものであることから、このような指摘に対応して、放送受信者等が受信者情報取扱事業者に対し、必要が生じた場合に連絡を取ることが可能なように、受信者情報取扱事業者が自らの氏名又は名称を明らかにすべき旨を規定するものである。

具体的な措置としては、放送受信者等が実際に個人情報を取り扱う者となる者に連絡できるよう、放送番組において自らの氏名又は名称を表示することが考えられる。この場合に、当該放送番組の中だけでは、連絡先や募集の詳細等を明示できないときには、詳細な情報はホームページに掲載し、放送番組の中では、その情報を入手する方法（ホームページのURL等）を明示する等の方法も考えられる。ラジオによる放送番組等では、テレビの場合と比較して詳細な情報を当該放送番組の中だけで明示することが困難な場合が多いものと考えられるが、そのような場合であっても、同様にホームページ等を活用することが考えられる。

なお、「放送受信者等が誤って認識することを防止するため」の措置であることから、応募先となる者の氏名又は名称が宛先に記載されている場合等、取得の状況から実際に個人情報を取得する者が明らかで、放送受信者等が誤認することが考えられないときにまで、特別に表示が必要となるものではない。

- (3) 第七条第三項は、放送事業者等が、放送受信者等に、氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めるべき旨を規定する。

受信者情報取扱事業者に対しては、前項において、放送受信者等に対し自らの氏名又は名称を明示すべきことが規定されているが、受信者情報取扱事業者が放送事業者等ではない場合には、その取組には限界がある。このため、本項においては、最終的な放送番組の編集責任を有する放送事業者等に対して、適切な方法によって、放送受信者等に誰が自らの個人情報を取り扱うのかを了知させるために必要な措置を講ずるよう努めるべきこと

を規定する。

なお、取得の状況から実際に個人情報を取得する者が明らかで、放送受信者等が誤認することが考えられないときにまで、特別の表示が必要となるものでないことは、前項の場合と同様である。

受信者情報を取得する者を明示することは、個人情報保護法上特段の規定はないが、実際に受信者情報を取得する者を本人が把握していることは、個人情報の保護のための各種措置の前提となるものである。なお、取得に際して利用目的の通知等を行うべきことは第八条において規定されている。

本規定は、個人情報保護法第十七条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

7 取得に際しての利用目的の通知等

(取得に際しての利用目的の通知等)

第八条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 受信者情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【趣旨】

第八条第一項から第三項までは、受信者情報取扱事業者による利用目的の本人への通知等に関する原則について規定している。

(1) 第八条第一項は、一般的な放送受信者等の個人情報の取得に際しての扱いについて規定する。(2)の場合は、これに含まれない。)原則として、受信者情報取扱事業者は、次のいずれかの措置を執らなければならない。

- ① 取得の前に利用目的を公表する。
- ② 取得後、速やかに、利用目的を本人に通知する。
- ③ 取得後、速やかに、利用目的を公表する。

(2) 第八条第二項は、放送の受信に関する契約（放送法第三十二条に規定する日本放送協会との受信契約、同法第五十二条の四に規定する有料放送に係る契約、有線テレビジョン放送法第十三条第一項に規定するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の役務について定める契約約款に基づく契約、同法第十五条に規定する有線テレビジョン放送の役務について定める契約約款に基づく契約、電気通信役務利用放送法第十三条に規定する有料の電気通信役務利用放送について定める契約約款に基づく契約を含む。）その他の契約の締結や、ホームページの画面での書込み等により、放送受信者等の個人情報（電子的・磁気的方式によるものを含む。）で直接的に取得される場合について規定する。この場合には、前項の規定にかかわらず、原則として、受信者情報取扱事業者は、取得前に、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(3) 第八条第三項は、利用目的の変更の際しても、原則として、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない旨を規定している。

ここでいう利用目的を「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが、「公表」する方法としては、例えば、インターネット上での公表や事業所窓口等への書面の掲示などが該当する。

第八条第四項は、以上の例外として、次の場合には、これらの原則が適用されない旨を規定する。

① 利用目的の通知・公表が、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

例えば、利用目的に、本人の病名についての情報のような、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が含まれる場合や、第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合などがこれに該当する。

② 利用目的の通知・公表が、当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

例えば、利用目的に、受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合や、受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が

生じる場合などがこれに該当する。

- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的の通知・公表が、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

例えば、捜査機関が行う捜査の遂行に、放送受信者等の個人情報の提供を受けて協力をする場合であって、その利用目的が当該放送受信者等に知られることが、捜査機関の提供の支障となるような場合が、これに該当する。

- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

例えば、有料放送サービスの加入申込みの際して当該サービス提供事業者が氏名等が提供される場合で、その氏名等が当該サービスの料金収納に利用されることが明らかな場合などが、これに該当する。

以上は、受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報の利用目的について対外的に明らかにすることにより、本人がこれに対応する契機の確保を図る規定である。

第八条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第十八条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

8 データ内容の正確性の確保

(データ内容の正確性の確保)

第九条 受信者情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、放送受信者等の個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【趣旨】

第九条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの内容を正確かつ最新のものに保つよう努めなければならない旨を規定する。

個人情報が不正確なままに利用されることで本人の権利利益が侵害されるというような事態が生じないようにしようとする規定である。

本規定は、個人情報保護法第十九条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない

9 安全管理措置

(安全管理措置)

第十条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の放送受信者等の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理責任者)

第十一条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人情報の管理に関する責任者を置かなければならない。

(安全管理規程)

第十二条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を作成しなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、前項の安全管理規程について、見直しを行わなければならない。

(取扱いの管理)

第十三条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの安全管理については、放送受信者等の個人データの取扱いの管理に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 放送受信者等の個人データの記録された物を保管する場所への出入りの管理（当該出入りを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定を含む）
- 二 放送受信者等の個人データ（個人情報データベース（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この条において同じ。）を構成するものに限る。）に係るアクセス（電子計算機を作動させ、情報の利用をし得る状態にさせることをいう。以下この条において同じ。）を行うための電子計算機の利用の管理
- 三 前二号の場所からの個人データの記録された物の持出しの管理（当該持出しの方法の限定を含む。）
- 四 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係るアクセスの管理（当該アクセスを行うことに必要な権限を有する者の範囲の限定、当該アクセスを行おうとする者が当該権限を有する者であることの確認及び当該アクセスの記録の保管を含む。）

五 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するために必要な措置

六 放送受信者等の個人データ（個人情報データベースを構成するものに限る。）に係る電気通信回線を通じた不正なアクセスを防止するために必要な措置

（視聴履歴等の管理）

第十四条 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）又は口座番号等（個人データであるものに限る。次項及び第十九条第二項において同じ。）の記録された物を郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第二項に規定する信書便をいう。）によって発送する場合には、当該物を封入する方法その他の当該物が送達されるまでの間当該視聴履歴又は口座番号等を見ることができないようにする方法により行うよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等を電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下この項及び第十七条の二において同じ。）を用いて発信しようとする場合には、暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により行うよう努めなければならない。ただし、当該発信の場所と当該視聴履歴又は当該口座番号等の着信の場所との間を接続するすべての電気通信回線設備が特定の者に専用されるものであるときは、この限りでない。

【趣旨】

第十条から第十四条までの規定は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨及び受信者情報取扱事業者が自ら行うべき具体的な措置内容について規定する。（受信者情報取扱事業者が自ら行うべき措置に関する規定としては、この他に、第十六条の規定がある。）

なお、例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿や不特定多数者がインターネットを通じて随時に閲覧可能な名簿で、いずれも受信者情報取扱事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書裁断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、受信者情報取扱事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

- (1) 第十条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの漏えい等が起こらないよう、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない旨を規定する。第十一条から第十七条の規定は第十条の基本規定の具体化とも言え、このうち第十一条から第十四条及び第十六条は、受信者情報取扱事業者が自ら講ずべき措置について規定し、その他の条項は、受信者情報取扱事業者が従業者や委託先の監督として講ずべき措置について規定する。
- (2) 第十一条は、受信者情報取扱事業者が、その組織内に放送受信者等の個人情報に関する責任者を置かなければならない旨を規定する。第十二条から第十七条に規定する具体的な安全管理に関する事項に関して行われる管理について、責任体制を確保することが求められている。
- (3) 第十二条は、受信者情報取扱事業者が、安全管理のための基本的な事項を定めた安全管理規程を定めなければならない旨を規定し、又、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、安全管理規程について見直しを行わなければならない旨を規定する。組織内において安全管理のために具体的に何をやればよくて何をやってはいけないかが明示されることが求められ、更に、社会経済情勢の変化に応じて予想される情報取扱方法の変化や不正アクセス等の態様の変化等にも柔軟に対処していけるように、規程を定期的に見直し、安全管理の十全性に努めることが求められている。
- (4) 第十三条では、放送受信者等の個人データの管理において、具体的に求められる措置として、次の措置を挙げている。
- ① 個人データを記録する物を保管する場所への出入りの管理（出入りの権限が付与される者の限定を含む。）
例えば、サーバ、磁気テープ、磁気ディスク、プリントアウトといったような、個人データを記録する物を保管する場所への出入りについて、例えば、入退室者を記録する、モニターカメラで監視するといったような方法により、管理することを求める。
この中では、例えば、鍵を与える者を限定するといったような方法により、出入りができる者の限定が行われなければならない。
 - ② 放送受信者等の個人データに係るアクセスを行うための端末装置の利用の管理

個人データへのアクセスを行う端末装置の利用について、例えば、公衆の出入りする場所に設置せず、責任者あるいはその意を受けた者の監視下に常に置く等、第三者が容易に操作したり、持ち去ったりすることができないような措置を講ずるといったような方法により、管理することを求める。

- ③ 上記の場所からの個人データを記録する物の持出しの管理（持出しの方法の限定を含む。）

上記の場所から個人データを記録する物を持ち出すことについて、例えば、持出し自体を禁止したり、個人データを記録するハードディスクを収めたコンピュータを譲渡する際にはそのハードディスクを破棄することとするといったような方法により、管理することを求める。

この中では、例えば、メールへの添付や記憶媒体への複写を禁止するといったような方法により、持出しの方法の限定が行われなければならない。

- ④ 放送受信者等の個人データに係るアクセスの管理（アクセス権限が付与される者の限定、アクセスを行う者が権限を付与される者であることを確認する認証、アクセスログの保管を含む。）

個人データへのアクセスについて管理することを求める。

この中では、1) アクセスができる権限を付与される者を限定すること、2) 例えば、適切に更新されたパスワードによる認証や生体認証といったような方法を用いて、アクセスをしようとする者が現にアクセス権限が付与されている者であることを確認する認証を行うこと、3) 実際に行われたアクセスが記録されたログを保管することが行われなければならない。

- ⑤ 放送受信者等の個人データの記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するために必要な措置

- ⑥ 放送受信者等の個人データへの不正なアクセスを防止するために必要な措置

例えば、不正なアクセスを検出・遮断する機能を持つソフトウェア・ハードウェアを組み込んだシステムを設定するといったような方法により、外部から電気通信回線設備等を経由して行われる不正なアクセスを防止するために必要な措置を求める。

- (5) 第十四条は、その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジット

トカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）の管理方法について規定し、これらを建物等の外に送るに際しては、個人データの内容を第三者が見ることができないように、

- ① 郵便又は信書便により発送する場合には、個人データを記録する物を封入する（外部から識別できないように、例えば、封筒に収めたり、シールを貼付したりする）等の方法により、
- ② 公衆網により伝送する場合には、暗号化する等の方法により、行うよう努めなければならない旨を規定する。

以上は、安全管理面での不備により個人情報の漏えい等が生じることで本人の権利利益が侵害されるようなことが生じないようにしようとする規定である。

以上の規定のうち第十条から第十三条までの規定のいずれかに違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。第十四条の規定に関しては、対応が甚しく杜撰な場合に、上記処分等の対象とすることについて考慮される。

以上の規定は、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）③においても、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みの整備について方針が決められており、本規定は、これにも対応するものである。

【参照条文等】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者に関する事項

（略）

③ 責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

(略)

⑤ 安全管理措置の程度

事業者において、その取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるためには、漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じることが重要である。

その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが重要である。例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならないものとして取り扱うことができるものとする。(略)

10 従業員の監督

(従業員の監督)

第十五条 受信者情報取扱事業者は、その従業者に放送受信者等の個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

【趣旨】

第十五条第一項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨を規定する。

適切な安全管理措置を、従業員の監督の面から確保しようとする規定である。

ここでいう従業者は、受信者情報取扱事業者の組織内において事業主の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者であり、受信者情報取扱事業者と雇用関係があることは必要ではない。非常勤の従業員ばかりではなく、派遣による従業員も含まれる。

第十五条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十一条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(従業員の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1 1 従業者の啓発

(従業者の監督)

第十五条 (略)

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、その従業者に対し、個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担及び放送受信者等の個人データの適正な取扱いについて、当該個人データの安全管理が図られるために必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

第十五条第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、従業者を監督するに当たり、従業者に対し、

① 個人データの取扱いに係る従業者間の責任の分担、
② 放送受信者等の個人データの適正な取扱い
について、必要な研修その他の啓発を行うよう努めなければならない旨を規定する。

この規定により行われる従業者の研修その他の啓発としては、例えば、従業者が放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らさないことを確保するためのもの（秘密保持契約についてのもの等。）が考えられる。

本規定は、適切な安全管理措置を確保するための従業者の監督を行うためには、研修その他の啓発を行うことが重要であるため、これを行うことを受信者情報取扱事業者に求めるものである。

個人情報保護法においては、第二十一条において従業者の監督に関する原則的な規定を設けており、同法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）④においては、教育研修の実施等を通じた従業者の啓発についての方針が決められている。本規定は、これに対応するものである。

【参照条文等】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

(略)

④ 従業員の啓発

事業者において、個人情報の漏えい等の防止等、その取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるためには、教育研修の実施等を通じて、個人情報を実際に業務で取り扱うこととなる従業員の啓発を図ることにより、従業員の個人情報保護意識を徹底することが重要である。

1 2 委託先の選定

(委託先の選定)

第十六条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者の中から委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、委託先を選定しなければならない。

【趣旨】

第十六条は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの取扱いについて委託を行う場合に、基準に従って、取扱いを適正かつ確実に行うことができると認められる者を委託先として選定しなければならない旨を規定する。

適切な安全管理措置を、委託先の選定の面から確保しようとする規定である。

第十六条の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十条に規定する安全管理措置の一環たる委託先の選定について規定するものである。

【参照条文】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

1 3 委託先の監督

(委託先の監督)

第十七条 受信者情報取扱事業者は、前条の場合は、その取扱いを委託された放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（次項において単に「委託を受けた者」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 (略)

【趣旨】

第十七条第一項は、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない旨を規定する。

適切な安全管理措置を、委託先の監督の面から確保しようとする規定である。

第十七条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十二条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

1.4 委託契約による安全管理措置の確保

(委託先の監督)

第十七条 (略)

2 受信者情報取扱事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託を受けた者との契約において、次に掲げる事項を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施の状況等を勘案しつつ、当該契約の内容について、見直しを行わなければならない。

- 一 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止のために講じる必要かつ適切な措置の内容
- 二 受信者情報取扱事業者及び委託を受けた者の責任に関する事項（委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いに関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨を含む。）
- 三 委託を受けた者がその取扱いを委託された放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に関する事項（当該委託を受けた者が、その取扱いを適正かつ確実にを行うことができると認められる者の中から再委託先を選定するための基準を定め、当該基準に従って、再委託先を選定する旨及び当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）

【趣旨】

第十七条第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人データの安全管理が図られるよう、委託先を監督するに当たり、委託先との契約において、

- ① 必要かつ適切な安全管理措置の内容
 - ② 受信者情報取扱事業者及び委託先の責任に関する事項（委託先において秘密を漏えいしてはならない旨を含む。）
 - ③ 再委託に関する事項（委託先が基準に従って適正に再委託先の選定を行う旨、委託先が再委託先の必要かつ適切な監督を行う旨を含む。）
- を適正かつ明確に定めるとともに、定期的に、社会経済情勢の変化、安全管理のための措置の実施状況等を勘案しつつ、委託先との契約について見直すよう努めなければならない旨を規定する。

本規定は、適切な安全管理措置を確保するための委託先の監督を行うためには、委託契約により、安全管理措置、委託先との責任関係、再委託先の選定・監督について担保することが重要であるため、これを行うとともに、その定期

的な見直しを行うことを受信者情報取扱事業者に求めるものである。

第十七条第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

個人情報保護法においては、第二十二条において委託先の監督に関する原則的な規定を設けており、同法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）③においては、委託先の実効的な監督体制の確保についての方針が決められている。本規定は、これらに対応するものである。

【参照条文等】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（委託先の監督）

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者に関する事項

（略）

③ 責任体制の確保

（略）

また、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。

15 受信機に記録された個人情報の管理

(受信機に記録された個人情報の管理)

第十七条の二 放送事業者等は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者等が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置
- 二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者等の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置

【趣旨】

第十七条の二は、受信機に記録された放送受信者等の個人情報が、放送番組の視聴に伴って受信機と接続された電気通信回線設備を通じて発信可能な場合について、放送事業者等が、必要な安全管理措置を講ずるよう努めるべき旨を規定する。

放送のデジタル化に伴い、デジタル受信機を活用した双方向サービス等が始まるなど、様々なサービスが提供されるようになり、その仕組みも複雑化してきている。例えば、双方向サービス等では、放送受信機に記憶装置が装備され、サービスの初回利用時の登録により当該記憶装置に個人情報が記録され、その後のサービスの利用ごとに、アンケートへの回答で年齢・性別を発信するなど、必要に応じて、記録された個人情報が受信機から自動的に発信されるものなどがある。

受信機の記憶装置に記録される個人情報については、社団法人電波産業会（ARIB）の標準規格上、当該個人情報が発信されるようにするために放送事業者等がその放送番組において送信する情報に対応し、受信機に接続された電気通信回線設備を通じて送信させる方法（具体的には、放送事業者等がその放送番組において送信するBML（Broadcasting Markup Language）で記述された情報

の中に、受信機に対して情報の発信をさせるための情報（タグ）を含ませる方法）でなければ取り出されないよう定められている。現在、我が国で利用可能な受信機は、事実上すべてARIBの標準規格に従っていることから、個人情報を受信機の記憶装置に蓄積されている段階についての安全性は確保されている。しかし、放送事業者等がその放送番組において送信する情報に対応し受信機から個人情報が発信される段階については、不測の事態により、放送受信者等の意に反した発信が行われたり、伝送路における安全性が確保されず、漏えいしたりする事態もありうることから、そのような事態を防止するための措置が必要となるものである。

前述のとおり、情報を取り出す唯一の方法が、放送事業者等がその放送番組において送信する情報（BMLで記述された情報）に対応して受信機に接続された電気通信回線設備を通じて個人情報を発信させる方法であることから、当該コンテンツの最終的な編集責任を有する放送事業者等において必要な措置を講ずるよう努めるべき旨を規定する。

「記憶装置」とは、通常、放送受信用の受信機に内蔵されているものであり、録画機能を有する受信機の場合のHDD（Hard Disk Drive）なども該当するものであるが、本条では、特に、個人情報が記録されることとなるNVRAM（Non-Volatile Random Access Memory（不揮発性RAM））などを想定している。

「受信機と接続された電気通信回線設備」とは、現在は電話回線が一般的であるが、インターネット回線なども含むものであり、将来、他の形態のものが出てきた場合でも、本条の対象となるものである。

「放送受信者等による視聴に伴い発信されること」については、「受信機と接続された電気通信回線設備を用いて」行われる場合に限られており、例えば、放送を視聴する受信機以外のコンピュータ等を用いて発信するような場合などは含まれない。

講ずるべき具体的な措置については、各号で規定している。

ア 第一号は、放送用の受信機に接続された電気通信回線設備を用いて個人情報が発信される際の伝送路の安全性を確保し、通信の当事者以外の者による不正な取扱いを防止するため、「暗号」を用いること等の措置を規定する。

伝送路として電話回線が使用される場合には、その安全性は確保されているものと考えられるが、インターネット回線を用いる場合などについて

は、すべての場合について安全性が確保されている訳ではない。すなわち、現在のA R I Bの標準規格等においては、伝送路におけるセキュリティ措置として、T L S (Transport Layer Security) の使用が規定され、インターネット接続機能を有する受信機には実装されているが、実際にすべての場合まで使用することまでは求められていない。このため、講ずるべき具体的な措置として、個人情報が発信される場合には、通信の当事者以外の者による不正な取扱いを防止するための措置を規定する。

なお、具体的な措置としては、その時点で安全性を確保できるものであることが必要であり、現在であれば、上述のT L Sを用いることが考えられるが、技術の進展等に伴い、安全性が確保できる方法は変わってくるものである。例えば、現時点では「暗号」以外の方法は想定されていないが、将来的には、他の方法が出てくることも考えられる。

イ 第二号は、その放送番組において受信機に対して送信する情報について誤りがないかを検証すること等の本人の意思に反して個人情報が発信されることを防止するために必要な措置を規定する。

受信者情報取扱事業者については、第七条で、不正な手段による個人情報を取得してはならないこととされており、放送事業者等も、受信者情報取扱事業者になる場合には、同条の対象となる。しかし、サービスの多様化や高度化に伴って放送番組において送信する情報（BMLで記述された情報）も複雑化する傾向にあること等から、放送事業者等自身に不正の意図はないにもかかわらず、その情報に、放送受信者等が気付かぬうちに個人情報を第三者に送信するなど受信機に予期しない動作をさせる情報が紛れ込むことも考えられる。このため、講ずるべき具体的な措置として、個人情報が発信されるようにするために放送事業者等がその放送番組の中で送信する情報の検証等の放送受信者等の意思に反して個人情報が発信されることを防止するために必要な措置を規定する。

具体的な措置としては、BMLで記述された情報の制作段階における管理を徹底したり、送信前に動作確認をしたりすること等により、受信機に予期しない動作をさせるような不正な情報の放送番組における送信を防止すること等が考えられる。

本規定は、個人情報を取得して取り扱う前の準備段階における安全管理のための措置であり（個人データとなる前段ではあるが）、これに準じて、個人情報保護法第二十条の規定に対応するものである。

【参照条文等】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）
（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者に関する事項

（略）

② 責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

（略）

16 第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

第十八条 受信者情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、放送受信者等の個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 受信者情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 受信者情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において放送受信者等の個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って放送受信者等の個人データが提供される場合

三 放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データ

の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 受信者情報取扱事業者は、前項第三号の場合には、同号の共同して利用する者の範囲を、当該共同して利用する者のすべての氏名若しくは名称の表示、当該共同して利用する者のすべてのみが行う業務の種類を表示又はその他の客観的に当該共同して利用する者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。

6 受信者情報取扱事業者は、第四項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

【趣旨】

第十八条第一項は、まず、放送受信者等の個人データを第三者に提供するには、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があることを規定する。

上記の原則に対して、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者・他者への提供が認められる例外的な場合について、規定が設けられている。

(1) まず、第十八条第一項の各号で、他の法益の保護を優先させるために上記の原則の例外となる場合として、次の四つの場合を挙げている。

① 「法令に基づく場合」

例えば、個人情報保護法第三十二条の規定に基づく総務大臣の報告徴収に応じる場合、放送法第五十三条の八の規定に基づく総務大臣の求めに応じて業務関係資料を提出する場合、刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）第百九十七条第一項の規定に基づく取調に応じる場合などがこれに該当する。

② 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」

例えば、人の生命又は法人の財産に関して脅迫を行う者の個人データを、その生命や財産の保護のためにスポンサーや関係事業者に提供する場合などがこれに該当する。

③ 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」

例えば、疫学上の調査や、児童について懸念のある事象への対応のた

めに、社会的連携が特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合がこれに該当する。例えば、児童がどのような放送番組を視聴していたかといった情報が、直ちにこれによって本人の同意なく第三者に提供される訳ではなく、これによって推進される児童の健全な育成の内容が明確で特に必要性の高いものであり、なおかつ本人の同意を得ることが困難であるのでなければ、本人の同意のない第三者への提供は許されない。

- ④ 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」

例えば、行政指導などのために任意で行われる調査に応じる場合であって、本人の同意を得ることが本人の数が多いために困難であったり、国等の事務の性質上本人の同意を得ようとするのが当該事務の遂行を困難にするようなときがこれに該当する。

- (2) 次に、第二項において、第三者提供を利用目的とする個人データについて、次のとおり本人の意思が反映され得るような条件が設定された場合について、例外を設けている。

- ① 「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合」
- ② 「次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき（中略）
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。」

このうち、「第三者に提供される個人データの項目」又は「第三者への提供の手段又は方法」を変更する場合には、第三項の規定により、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (3) 第三に、第四項において、個人情報取扱事業者として複数の者を一体的

に見てよい場合について、例外的な扱いとしている。具体的には、次の三つの場合には、個人データの提供を受ける者を、「第三者」に該当しないものとしている。

- ① 「個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」
- ② 「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」
- ③ 「放送受信者等の個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される放送受信者等の個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」

ここで、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが求められている「共同して利用する者の範囲」は、第五項に規定するとおり、その共同利用者の氏名又は名称を個別列挙する方法の他、例えば、「すべてのBSデジタル放送事業者」といったような、客観的にその共同利用者の範囲の外延が可能な限り、具体的・個別的に特定できる方法で表示される必要がある。

また、「利用する者の利用目的」や「当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」を変更する場合には、第六項の規定により、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことで足りる。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが、「本人が容易に知り得る状態」に置くための手段としては、例えば、ホームページへの掲載、事務所の窓口への掲示、新聞・官報への掲載などが継続的に行われている状態が該当する。

以上は、放送受信者等の個人データの流通の範囲を制限することで、本人の権利利益が侵害される機会が増えることを抑制しようとする規定である。

第十八条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項若しくは第三項に規定する総

務大臣の命令の対象となり得る場合がある。第十八条第三項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十三条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

17 個人データの保存期間及び消去

(個人データの保存期間及び消去)

第十九条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴又は口座番号等の保存期間を定める場合には、当該保存期間がそれぞれ第六条第二項又は第三項に規定する目的のために必要な最短の期間とするよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。

4 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定により定めた保存期間が満了したときは、当該保存期間に係る個人データを消去するよう努めなければならない。

【趣旨】

第十九条第一項は、受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データの保存期間を定めるよう努めなければならない旨を規定している。

第二項は、その漏えい等が放送の視聴者に大きな権利利益侵害をもたらしかねない、視聴履歴（放送の視聴者が視聴した放送の内容を特定することができる個人データ）及び預金口座・貯金口座の口座番号、クレジットカード番号等（放送受信者等の口座を特定することができる個人データ）については、これによって求める料金（受信料を含む。）又は代金の支払いや統計の作成（視聴履歴についてのみ。）について必要な最短の期間を保存期間とするよう努めなければならない旨を規定している。ここでいう料金や代金の支払いについて必要な最短の期間とは、視聴履歴や口座番号等により支払いを求める料金等債権の処理に要する期間や、関係する顧客との対応に要する期間を考慮する一方で、視聴履歴や口座番号等の漏えいがあった場合に本人の権利利益が害されるおそれについても併せて配意した上で、必要な限り最短の期間ということである。

第三項は、受信者情報取扱事業者が、次のいずれかの措置を執るよう努めなければならない旨を規定する。

- ① 取得の前に保存期間を公表する。
- ② 取得後、速やかに、保存期間を本人に通知する。

③ 取得後、速やかに、保存期間を公表する。

ここでいう保存期間を「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが、「公表」する方法としては、例えば、インターネット上での公表や事業所窓口等への書面の掲示などが該当する。

そして、第四項で、定められた保存期間が満了したときは、その個人データを消去するよう努めなければならない旨を規定する。

以上は、放送受信者等の個人情報を受信者情報取扱事業者によって必要以上に長期間保存されることがないようにすることにより、放送受信者等の個人情報の漏えい等が生じることで放送受信者等の権利利益が侵害される危険性が不必要に増大することを回避しようとするものである。

本規定は、個人情報保護法においては直接的には対応する規定がないが、利用目的に照らして不必要な期間等において個人データを保存することがないようにすることで、個人情報保護法第十六条の規定が禁止するような利用目的外利用に直結しかねない事態を回避し、同法第二十三条の規定が禁止する第三者提供や個人情報の漏えい等を通じて放送受信者等の権利利益が害される危険性が不必要に増大することを回避しようとするものである。ここで求められる個人データの消去は、個人情報保護法第二十条の規定が求める安全管理措置の一環としても求められる措置である。従来から「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」（平成8年9月27日）の第6項及び第8項においても、同様の趣旨の規定が設けられていた。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

18 保有個人データに関する事項の透明性確保

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下この条において同じ。）に置かなければならない。

- 一 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称
- 二 すべての放送受信者等の保有個人データの利用目的（第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項、次条第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 当該受信者情報取扱事業者が行う放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 五 当該受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2・3 (略)

【趣旨】

第二十条第一項は、受信者情報取扱事業者が、保有個人データに関する次の事項について、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置かなければならない旨を規定する。

- ① 当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称
- ② すべての放送受信者等の保有個人データの利用目的
- ③ 放送受信者等の保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等の手続、手数料額
- ④ 放送受信者等の保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- ⑤ 当該受信者情報取扱事業者が対象となっている認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

但し、上記②については、次の場合を除くこととされている。

- ① 利用目的の通知・公表が、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
例えば、利用目的に、本人の病名についての情報のような、これを本人が

知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が含まれる場合や、第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合などがこれに該当する。

- ② 利用目的の通知・公表が、当該受信者情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

例えば、利用目的に、受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合や、受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合などがこれに該当する。

- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用目的の通知・公表が、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

例えば、捜査機関が行う捜査の遂行に、放送受信者等の個人情報の提供を受けて協力をする場合であって、その利用目的が当該放送受信者等に知られることが、捜査機関の提供の支障となるような場合が、これに該当する。

ここでいう「本人の知り得る状態」に置くための手段としては、例えば、ホームページへの掲載、事務所の窓口への掲示などが該当する。なお、本条においては、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むこととしている。

放送受信者等の保有個人データに関して、受信者情報取扱事業者の名前や利用目的、本人からの各種の求め・苦情への対応の対外的に明確にすることで、受信者情報取扱事業者による取扱いの適正性を確保しようとする規定である。

第二十条第一項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十四条第一項及び個人情報保護法施行令第五条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければ

ばならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 （略）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

第五条 法第二十四条第一項第四号 の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

19 保有個人データの利用目的の通知

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十条 (略)

- 2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
 - 二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【趣旨】

第二十条第二項及び第三項は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、原則として、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない旨及び、これを通知しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨を規定する。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが該当する。

本人が本人に関する保有個人データの利用停止等を求める上での実効性を確保するために、本人が本人に関する保有個人データの利用目的を個別に知り得るようにしようとする規定である。

第二十条第二項又は第三項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十四条第二項及び第三項の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十四条（略）

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

20 保有個人データの開示

(開示)

第二十一条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される放送受信者等の保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

【趣旨】

第二十一条は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの開示を求められたときは、原則として、本人に対し、書面又は開示請求者が同意した方法により、遅滞なく、これを通知しなければならない旨及び、これを通知しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨を規定する。この原則の例外となる場合としては、次の三つの場合が挙げられており、又、他の法令の規定において開示方法等が定められている場合には当該法令の規定により開示が行われるものとされている。

① 「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

例えば、開示の求めがあった保有個人データに、本人の病名についての情報のような、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が

含まれる場合や、第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合などがこれに該当する。

- ② 「当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」

例えば、開示の求めがあった保有個人データに、受信者情報取扱事業者の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合などがこれに該当する。

- ③ 「他の法令に違反することとなる場合」

例えば、開示の求めがあった保有個人データに、本人が行った通話の相手方の秘匿された発信者電話番号が含まれており、これを本人に知らせることが通信の秘密を侵害することになる場合などがこれに該当する。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが該当する。

本人が本人に関する放送受信者等の保有個人データの訂正等を求める上での実効性を確保するために、本人が本人に関する放送受信者等の保有個人データを知り得るようにしようとする規定である。

第二十一条第一項又は第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十五条及び個人情報保護法施行令第六条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2・3 (略)

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示）

第二十五条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

2 1 保有個人データの内容の訂正等

(訂正等)

第二十二條 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

【趣旨】

第二十二條は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データの内容が事実でないという理由によってその訂正、追加又は削除を求められた場合には、他の法定の手續がない限り、利用目的の達成に必要な範囲で、遅滞なく調査を行い、その結果により訂正、追加又は削除を行わなければならない旨を定め、また、本人に対し、遅滞なく、訂正、追加又は削除の有無、訂正、追加又は削除の内容について通知しなければならない旨を規定する。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが該当する。

本人の関与により、放送受信者等の個人情報ที่ไม่正確なままに利用されることで本人の権利利益侵害が生じるようなことのないようにするための規定であり、第九條の規定が求める放送受信者等の個人データの正確性・最新性の確保を実効的に実現しようとする規定である。

第二十二條第一項又は第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四條第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同條第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十六條の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

2.2 保有個人データの利用停止等

(利用停止等)

第二十三条 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第五条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十八条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 受信者情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【趣旨】

第二十三条第一項は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データが利用目的外の利用をされた、或いは、不正な手段により取得されたという理由によって、その利用停止又は消去を求められた場合には、その求めが正当なものである限り、遅滞なく、その保有個人データの利用停止又は消去を行うか、その代替措置を講じなければならない旨を規定する。

第二項は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人デー

タが例外事由に当たらないのにも関わらず本人の同意なく第三者に提供されたという理由によって、その第三者提供の停止を求められた場合には、その求めが正当なものである限り、遅滞なく、その保有個人データの第三者提供を停止するか、その代替措置を講じなければならない旨を規定する。

第三項は、受信者情報取扱事業者が、本人からの求めにより、本人に関する保有個人データについて、利用停止、消去又は第三者提供の停止を行ったとき、又は、これを行わないこととしたときには、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない旨を規定する。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが該当する。

以上は、放送受信者等の個人情報の取扱いについて義務違反があった場合に、本人の関与により、これを実効的に是正させようとする規定である。

第二十三条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第二十七条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するた

め必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

2 3 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明

(理由の説明)

第二十四条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

【趣旨】

第二十四条は、受信者情報取扱事業者が、本人からの求めにも関わらず、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止を行わないこととしたり、求められたものとは異なる措置を採ることとした場合には、本人に対し、その旨を通知するだけでなく、その理由を説明するよう努めなければならない旨を規定する。

放送受信者等の個人情報に関する本人の関与について、受信者情報取扱事業者の説明責任を明確にし、その対応の適正性を確保しようとする規定である。

本規定は、個人情報保護法第二十八条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

2 4 保有個人データに関する開示等の手続

(開示等の求めに応じる手続)

第二十五条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人は、当該事項により、開示等の求めを行わなければならない。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認の方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 受信者情報取扱事業者は、開示等の求めに応じるに際しては、開示等の求めをする者が本人又は第四項の代理人であることの確認を行うよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、受信者情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

4 開示等の求めは、代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをすることにつき本人が委託した代理人をいう。)によってすることができる。

5 受信者情報取扱事業者は、前各項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

第二十五条は、受信者情報取扱事業者が、本人から、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去・第三者提供の停止の求めに応じる手続について規定する。

このうち第一項では、受信者情報取扱事業者が、上記求めを受け付ける方法

として、次の事項を定めることができる旨を規定する。

- ① 求めの申出先
- ② 求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の求めの方式
- ③ 求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法
- ④ 手数料の徴収方法

第二項では、受信者情報取扱事業者が、上記求めに応じるに際して、上記求めをする者が、本人又はその代理人であること確認するよう努めなければならない旨を規定する。

本人又はその代理人であることの確認の方法としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 上記求めをする者が直接訪問してきた場合には、その者の氏名及び住所が記載された、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード等のいずれかの提示を求める方法
- ② 上記求めをする者がその求めについての書面、ファクシミリ、電子メール、その他のいずれかを送付してきた場合には、その者の氏名及び住所が記載された、運転免許証の複写、健康保険の被保険者証の複写、住民基本台帳カード等の複写、住民票の写し等のうち、複数のものを提出すれば足りるとする方法

第三項では、上記求めに関し、受信者情報取扱事業者は、本人に対し、本人に関する保有個人データを特定するのに十分な事項の提示を求めることができる一方で、本人が容易かつ的確に上記求めをすることができるように、本人の利便を考慮した適切な措置を採らなければならない旨を規定する。

第四項では、上記求めを本人が自分自身でするばかりではなく、未成年者・成年被後見人の法定代理人、本人が委任した代理人によつてすることもできる旨を規定する。

第五項では、第一項から第四項までの各項の規定に基づいて手続が定められるに当たって、これが本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮されなければならない旨を規定する。

以上は、放送受信者等の個人情報に関する本人関与の手続を明確にすることで、本人関与が円滑に行われることを確保しようとする規定である。

本規定は、個人情報保護法第二十九条並びに個人情報保護法施行令第七条及び第八条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

2～4 （略）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めを受け付ける方法）

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。

4 （略）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

（開示等の求めをすることができる代理人）

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（開示等の求めに応じる手続）

第二十九条（略）

2・3（略）

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

2 5 合理的な手数料の設定と徴収

(手数料)

第二十六条 受信者情報取扱事業者は、第二十条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十一条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

【趣旨】

第二十六条は、受信者情報取扱事業者が、本人からの求めに応じて、本人に関する保有個人データについて、利用目的の通知や開示を実施するときに、これらに関する手数料を、実費を勘案して合理的な範囲内で徴収することができる旨を規定する。

放送受信者等の個人情報に関する本人関与に関して本人が負担することとなる手数料について、合理性を確保することで、本人関与が円滑に行われることを確保しようとする規定である。

手数料が実費を勘案して合理的な範囲内でなければならないとする第二十六条第二項の規定に違反した場合には、個人情報保護法第三十四条第一項の規定に基づく総務大臣の勧告又は同条第二項に規定する総務大臣の命令の対象となり得る場合がある。

本規定は、個人情報保護法第三十条の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(手数料)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

26 苦情の処理

(苦情の処理)

第二十七条 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 (略)

【趣旨】

第二十七条第一項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない旨を規定する。

放送受信者等の個人情報の取扱いに関する苦情に対して、まずは受信者情報取扱事業者において適切かつ迅速な苦情処理を行うこととし、放送受信者等の個人情報の保護を実効的なものにしようとする規定である。

本規定は、個人情報保護法第三十一条第一項の規定に対応するものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 (略)

27 苦情処理体制の整備

(苦情の処理)

第二十七条 (略)

2 受信者情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。この場合において、受信者情報取扱事業者は、前項の苦情の申出先を定め、同項の処理の手続を整備するよう努めなければならない。

【趣旨】

第二十七条第二項は、受信者情報取扱事業者が、

- ① 苦情申出先の設置、
- ② 苦情処理手続の整備

など、適切かつ迅速な苦情処理のために必要な体制の整備に努めなければならない旨を規定する。

本規定は、受信者情報取扱事業者が行う適切かつ迅速な苦情処理のために必要な措置を具体的に規定し、これを実効的に実現しようとするものである。

本規定は、個人情報保護法第三十一条第二項の規定に対応するものである。また、個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針7(1)において、苦情処理体制の整備についての方針が決められており、本条本項は、これにも対応するものである。

【参照条文等】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十一条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
(略)

(1) 事業者自身による取組のあり方

法は、苦情処理について、まず、第一に個人情報取扱事業者の責任において適切かつ迅速な処理に努めるべきことを明らかにしている。こうした責務を全うするため、事業者には、必要な体制整備として苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等が求められる。

28 基本方針の策定及び公表

(基本方針の策定及び公表)

第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。

2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法ができる限り具体的に明記する旨

二 第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨

三 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

【趣旨】

第二十八条第一項は、受信者情報取扱事業者が、個人情報の取扱いに関する次の事項について、基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない旨を規定する。

- ① 利用目的外利用の制限について講じる措置
- ② 取得に際しての利用目的の通知又は公表の手続
- ③ 保有個人データの利用目的の通知の求めに応じる手続
- ④ 保有個人データの開示の求めに応じる手続
- ⑤ 保有個人データの内容の訂正、追加又は削除の求めに応じる手続
- ⑥ 保有個人データの利用停止又は消去の求めに応じる手続
- ⑦ 保有個人データの第三者提供の停止の求めに応じる手続
- ⑧ ③から⑦の手続に係る措置の実施に関して手数料の額を定めた場合には、その手数料の額
- ⑨ 苦情処理について講じる措置(苦情処理の申出先の設置、苦情処理手続の整備を含む。)
- ⑩ その他

ここでいう「公表」する方法としては、例えば、インターネット上での公表や事業所窓口等への書面の掲示などが該当する。

本規定は、受信者情報取扱事業者において、その個人情報保護に関する考え方、方針を対外的に分かりやすく説明することとすることにより、事業活動に対する社会の信頼を確保し、本人の関与等を円滑に行うことができるようにしようとするものである。

個人情報保護法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）①において、事業者による基本方針の策定及び公表についての方針が決められており、また、同7（1）において苦情処理体制の整備についての方針が決められており、本規定は、これに対応するものである。

また、第二十八条第二項は、個人情報保護基本方針6（1）②において、以下①、②及び③に関する規定が追加されたことを受け、次に掲げる旨についても基本方針に定め、これを公表するよう努めなければならない旨を規定したものである。

- ① 取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨
- ② 委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨
- ③ 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

これらの事項については、受信者情報取扱事業者に法的義務を課すものではなく、放送受信者等の権利利益の保護の観点から、個々の受信情報取扱事業者において可能な範囲での取組を求めるものである。

なお、③に関しては、例えば、事業者から本人に対して債務の弁済を督促するための文書を送付するような場合については、本規定の対象から外れるものであり、かかる行為を制限するものではない。

【参照】

個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更。平成21年9月1日一部変更。）
6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
（1）個人情報取扱事業者に関する事項
（略）

① 事業者が行う措置の対外的明確化

事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表することにより、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

② 消費者等の権利利益の一層の保護

上記①で示した、事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した記述を盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことも重要である。

- ・保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。
- ・委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。
- ・事業者がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、事業者が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組んだりするなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。
- ・個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記すること。

（略）

7 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

（略）

（1）事業者自身による取組のあり方

法は、苦情処理について、まず、第一に個人情報取扱事業者の責任において適切かつ迅速な処理に努めるべきことを明らかにしている。こうした責務を全うするため、事業者には、必要な体制整備として苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等が求められる。

29 漏えい等に関する事実等の公表等

(漏えい等に関する事実等の公表等)

第二十九条 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、当該漏えいに係る事実関係につき本人に通知するよう努めなければならない。ただし、本人の住所、電話番号及び電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）のすべてが相当の調査をしても分からないときは、この限りでない。

2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。

3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。

4 受信者情報取扱事業者は、第二項の場合において、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該事実関係及び当該再発防止対策につき当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

5 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

【趣旨】

第二十九条第一項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の漏えいの事案が生じた場合には、速やかに、これに係る事実関係につき、本人に対して通知するよう努めなければならない旨を規定する。

放送受信者等の個人データにおいては、現実には住所、電話番号、電子メールアドレスといった本人に連絡をとるための情報が含まれていることが多いが、放送受信者等の個人データを既に消去していたり、その滅失、き損などが生じた結果これらの情報が失われた場合等、受信者情報取扱事業者において本人への連絡をとることが困難な場合が想定される。そういった場合には、まずは受信者情報取扱事業者において相当の調査を行い、その上でもなお本人への連絡をとることが困難な場合には、本人への通知が求められる訳ではないことになる。

第二項は、受信者情報取扱事業者が、放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損の事案が生じた場合には、速やかに、これに係る事実関係及びその再発防止対策につき、対外的に公表するよう努めなければならない旨を規定する。

ここでいう「通知」する方法としては、例えば、書面の手交、口頭による説明、郵便、電話、電子メールなどが、ここでいう「公表」する方法としては、例えば、インターネット上での公表や事業所窓口等への書面の掲示などが該当する。

第三項は、上記の場合において、速やかに、当該事実関係及び漏えい等の再発防止対策につき、総務大臣に報告しなければならない旨を規定する。また、第四項は、当該受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該認定個人情報保護団体にも当該事実関係及び漏えい等の再発防止対策につき報告するよう努めなければならない旨を規定する。

個人情報とは、一般に、様々な分野の様々な事業者の手を経て流通していくものであるから、その漏えい等についても、複数の事業者が何らかの関わりを持つことがあると想定される。このような場合には、その関係事業者の各々のすべてが同様の内容の通知・公表・報告を各々しなければならないというのではなく、事実関係等につき把握している事業者が、関係事業者を代表して通知・公表・報告を行うことで足りる場合も考えられる。

第五項は、前四項の規定に係る例外として、次の場合には、通知・公表・報告を要さない旨を規定する。（次の場合に該当しない範囲内での通知・公表・報告は求められることになる。）

① 「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」

例えば、漏えいした個人情報に関する事実関係に、本人の病名についての情報のような、これを本人が知ることによってその心身の状況を悪化させるような情報が含まれる場合や、第三者の営業上の秘密に亘る情報が含まれる場合などがこれに該当する。

② 「当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」

例えば、漏えいした個人情報に関する事実関係に、受信者情報取扱事業者

の営業上の秘密に亘る情報が含まれており、これを本人に知らせることが当該受信者情報取扱事業者の競争上の地位を著しく損ねるような場合や、受信者情報取扱事業者の安全管理体制に係る情報が含まれており、これが知られると安全管理に著しい支障が生じる場合などがこれに該当する。

③ 「他の法令に違反することとなる場合」

例えば、漏えいした個人情報に関する事実関係に、本人が行った通話の相手方の秘匿された発信者電話番号が含まれており、これを本人に知らせることが通信の秘密を侵害することになる場合などがこれに該当する。

本規定は、

- ① 放送受信者等の個人情報の漏えいについては、可能な限り事実関係につき本人へ通知することを求めることで、本人においてもこれに対応する契機を確保しようとするものであり、また、
- ② 放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損の事案が生じた場合に、受信者情報取扱事業者から事実関係及び再発防止対策につき公表することを求めることで、二次被害の防止、類似事案の発生回避等を確保するとともに、
- ③ このような場合に、事実関係及び再発防止対策につき総務大臣に報告することを求めることで、行政の迅速かつ的確な対応を確保しようとするものである。

本規定は、これにより、個人情報保護法の求める個人の権利利益の保護を、放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損が生じた場合にも確保するべく、措置が講じられるようにし、また、今後のより適正な安全管理措置その他の措置が講じられるようにしようとする規定である。

個人情報保護法第三十二条は、主務大臣による報告の徴収について規定し、又、同法第七条の規定を受けて決定された個人情報保護基本方針6（1）①において、個人データの漏えい等の事案が発生した場合の事実関係等の公表について方針が決められており、本規定は、これに対応するものである。

なお、「民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について」（平成16年3月12日IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ）及び「放送受信者の個人情報保護の徹底について」（平成16年3月12日総情衛第34号）においても、個人情報漏えいが発生した場合の関係事実の報告が求められていた。

【参照条文等】

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日

一部変更。平成21年9月1日一部変更。）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

(略)

① 事業者が行う措置の対外的明確化

(略)

また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（報告の徴収）

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

民間の保有する個人情報の情報管理の徹底について（平成16年3月12日IT関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ）

3. 関係省庁は、所管の業界等に対して、個人情報の漏洩の事実を把握した場合には直ちに所管省庁に報告するよう要請するとともに、その周知徹底を図ること。

第四節 雑則・附則

1 適用除外

(適用除外)

第三十条 法第五十条第一項各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この指針の規定は、適用しない。

【趣旨】

第三十条は、個人情報保護法第五十条の規定により、同法第四章の規定の適用が除外されるときについて、本指針についても適用が除外される旨を規定している。

個人情報保護の要請と、日本国憲法が保障する表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由との間の調整を図る個人情報保護法第五十条の規定を受けて、同法第四章が適用除外となるときには、総務大臣は同法の定める主務大臣とはならないのであり、本指針の適用対象外となるのであるから、その旨を確認的に規定したものである。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

2 指針の規定についての解説等の作成及び公表

(指針の規定についての解説等の作成及び公表)

第三十一条 総務省は、この指針について受信者情報取扱事業者等の理解を深めるため、この指針の規定についての解説及び解釈並びにこの指針の規定に係る具体的な事例を示した文書を作成し、公表するものとする。

【趣旨】

受信者情報取扱事業者等が本指針に関する理解を深められるよう、総務省において、この指針の規定についての解説及び解釈並びにこの指針の規定に係る具体的な事例（逐条解説）を別途作成・公表する旨を規定したものである。本「解説」は、この規定に基づいて作成されているものである。

3 施行期日

附 則

(施行期日)

第一条 この指針は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四章の規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

【趣旨】

附則第一条は、本指針が、個人情報保護法第四章の規定が施行される平成17年4月1日から施行される旨を規定する。

【参照条文】

個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

個人情報保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成十五年十二月十日政令第五百六号）

個人情報保護に関する法律附則第一条ただし書に規定する施行期日は、平成十七年四月一日とする。

4 経過措置

附 則

(経過措置)

第二条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第四条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この指針の施行前になされた本人の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十八条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

第四条 第十八条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第十八条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この指針の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

【趣旨】

附則第二条から第五条の規定は、本指針の施行前になされた本人の同意や本人への通知等に相当するものについて、本指針にいうところの本人の同意や通知等があったものとみなすこととする、経過措置規定である。

【参照条文】

個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

附 則

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

5 指針の見直し

附 則

(検討)

第六条 この指針は、施行後一年を目途として、社会経済情勢の変化及び個人情報保護に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、その見直しについて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

【趣旨】

附則第六条は、本指針の施行後1年を目途として、技術革新その他の社会経済情勢の変化や、個人情報保護法に基づき行われる措置等の状況を勘案し、必要に応じて本指針の見直しについて検討が行われ、その結果に基づく所要の措置が講ぜられる旨を規定する。

本規定に則して、施行後1年を目途とした見直しを行い、本指針第七条第二項及び第三項（受信者情報を取得する者の明示）及び同指針第十七条の二（受信機に記録された個人情報の管理）について、平成19年3月27日に改正を行った。